

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	山形県国公立高等学校等奨学のための給付金支給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県教育委員会は、山形県国公立高等学校奨学のための給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、以って個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山形県教育委員会

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	山形県国公立高等学校等奨学のための給付金支給事務
②事務の概要	国立又は公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く)に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
③システムの名称	使用しない
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、準法定事務主務省令の表の8の項 山形県個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)別表第1第14の項及び別表第2第12の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項 条例別表第1第14の項及び別表第2第12の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県教育局高校教育課
②所属長の役職名	高校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(総務部高等教育政策・学事文書課) 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1 TEL 02-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県教育局高校教育課 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1 TEL 023-630-2513
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ○ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職	課長	高校教育課長	事前	
平成31年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年8月29日	平成31年2月5日	事前	
平成31年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年8月29日	平成31年2月5日	事前	
平成31年2月5日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事前	
令和6年2月7日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	※改正中	(削除)	事後	
令和6年2月7日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	山形県教育庁高校教育課	山形県教育局高校教育課	事後	
令和6年2月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部学事文書課	総務部高等教育政策・学事文書課	事後	
令和6年2月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山形県教育庁高校教育課	山形県教育局高校教育課	事後	
令和6年2月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年2月5日	令和6年2月7日	事前	
令和6年2月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年2月5日	令和6年2月7日	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	第9条第2項	第9条第1項、準法定事務主務省令の表の8の項	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	別表第1第10の項及び別表第2第10の項	別表第1第14の項及び別表第2第12の項	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8項及び同法別表第二113の項	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表169の項	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 5. 個人番号の利用	別表第1第10の項及び別表第2第10の項	別表第1第14の項及び別表第2第12の項	事前	
令和7年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和6年2月7日	令和7年3月31日	事前	
令和7年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和6年2月7日	令和7年3月31日	事前	